第十九条の二第四項中「情報本部長」を「情報本部長　防衛装備庁長官」に改める。

第二十二条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　前各号に掲げるもののほか、所掌事務の遂行に必要な連絡調整に関すること。

第二十九条及び第三十条を削り、第三十一条を第二十九条とし、第三十二条を第三十条とする。

第三十三条第一項中「防衛省」を「本省」に改め、同条第二項第一号中「第三十三号」を「第三十四号」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　地方防衛局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第三十七条に規定するもの（第四条第十三号及び第三十四号に係るものに限る。）については、防衛装備庁長官の指揮監督を受けるものとする。

第三章第六節中第三十三条を第三十一条とし、第三十四条を第三十二条とし、第三十五条を第三十三条とする。

第三十六条中「施設等機関」を「本省に置かれる施設等機関」に改め、第三章第七節中同条を第三十四条とする。

第三十九条を第四十一条とし、第三十八条を第四十条とし、第三十七条を第三十九条とする。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章　防衛装備庁

第一節　設置並びに任務及び所掌事務

第三十五条　国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、防衛省に、防衛装備庁を置く。

2　防衛装備庁の長は、防衛装備庁長官とする。

第二款　任務及び所掌事務

（任務）

第三十六条　防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第三十七条　防衛装備庁は、前条の任務を達成するため、第四条第五号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十五号まで及び第三十二号から第三十四号までに掲げる事務（第八条第六号に掲げるものを除く。）をつかさどる。

第二節　職員

（防衛装備庁の職員）

第三十八条　防衛装備庁に、自衛官、事務官、技官その他所要の職員を置くことができる。

附則第三項中「第三十三条第二項各号」を「第三十一条第二項各号」に改める。

附則第四項中「第三十九条」を「第四十一条」に改める。

附則第五項中「防衛省」を「防衛省本省」に改める。

第二条　防衛省設置法の一部を次のように改正する。

第六条中「十五万八百七十三人」を「十五万八百六十三人」に、「四万五千三百六十四人」に、「三百六十七人」を「三百六十八人」に、「千九百七人」を「千九百十一人」に、「二十四万七千百五十八人」を「二十四万七千百五十四人」に改める。

第三条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「防衛省の内部部局」を「防衛省本省の内部部局」に改め、「、技術研究本部、装備施設本部」を削り、「航空自衛隊」の下に「並びに防衛装備庁（政令で定める合議制の機関を除く。）」を加える。

第五条第一項中「防衛省」を「防衛省本省」に改め、「、技術研究本部、装備施設本部」を削り、「機関若しくは」を「機関」に、「機関で」を「機関若しくは防衛装備庁の施設等機関で」に改める。

第二十条の八第二項中「航空方面隊司令官の」の下に「、航空混成団に属する航空団の航空団司令は航空混成団司令の」を加える。

第三十条の二第一項第六号中「、防衛審議官、官房長」を「若しくは防衛審議官、防衛省本省の官房長」に改め、「次長」の下に「、防衛装備庁長官若しくは防衛装備庁の部長」を加え、同項第七号中「防衛省」を「防衛省本省若しくは防衛装備庁」に改める。

第三十一条第一項中「懲戒処分は、」を「懲戒処分（次項において「任用等」という。）は、幹部隊員にあつては防衛大臣が、幹部隊員以外の隊員にあつては、防衛大臣」を「防衛装備庁の職員である隊員（自衛官を除く。）にあつては、防衛装備庁長官又はその委任を受けた者」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　防衛装備庁長官は、防衛装備庁における適切な人事管理を確保するために必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、防衛装備庁の職員である自衛官の任用等について意見を述べることができる。この場合において、防衛大臣は、その意見を尊重するものとする。

第三十一条の二第二項中「防衛大臣」の下に「若しくは防衛装備庁長官」を加える。

第三十一条の五第一項中「防衛大臣」の下に「及び防衛装備庁長官」を加え、同条第二項中「第三十一条第三項」を「第三十一条第五項」に改め、「、防衛大臣」の下に「又は防衛装備庁長官」を加える。

第三十一条の六第一項中「防衛大臣」の下に「又は防衛装備庁長官」を加える。

第三十六条の六第一項第一号中「技術研究本部」を「防衛装備庁の施設等機関」に改める。

第四十八条の次に次の一条を加える。

（審査請求の特例）

第四十八条の二　防衛装備庁の職員である隊員（幹部隊員及び自衛官を除く。次項において同じ。）は、防衛装備庁長官により、その意に反して、降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合においては、防衛大臣に対して審査請求をすることができる。

2　防衛装備庁長官の委任を受けた者により防衛装備庁の職員である隊員がその意に反して降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合における審査請求は、防衛大臣に対して行うものとする。

第六十五条の三第二項第二号中「防衛省」を「防衛省本省」に改める。

第六十五条の四第二項中「防衛省」を「防衛省本省若しくは防衛装備庁」に改め、同条第三項中「若しくは内部部局」を「、防衛省本省の内部部局」に改め、「局長」の下に「若しくは防衛装備庁長官」を加え、同条第五項第二号中「防衛省に」を「防衛省若しくは防衛装備庁に」に改める。

第六十五条の八第一項中「第百六条の二十一第一項及び第二項の」を「第百六条の二十一第二項の」に改め、「第六十五条の四第十項」と」の下に「、同法第百六条の二十一第一項中「任命権者において」とあるのは「防衛大臣（防衛装備庁の職員（自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員及び自衛官を除く。）にあつては、防衛装備庁長官）において」と、「任命権者に対し」とあるのは「防衛大臣に対し」と」を加える。

第七十五条の二第二項中「八千百七十五人」を「八千七十五人」に改める。

第百条の二第一項中「防衛大臣は、」の下に「防衛省本省の」を加え、「、技術研究本部」を削り、「地方防衛局」の下に「若しくは防衛装備庁」を加える。

別表第三中

第八航空団	第八航空団司令部
福岡県築上郡築上町	

を

第八航空団	第八航
第九航空団	第九航

に改める。

空団司令部	福岡県築上郡築上町
空団司令部	那覇市